

大分県報

令和元年
号外（四八）
十二月十三日

（金曜日）

目次

規則

大分県立自然公園条例施行規則の一部改正……………	一
大分県自然環境保全条例施行規則の一部改正……………	一
国定公園内における行為の許可等に関する規則の一部改正……………	一
私立学校等に係る学校教育法施行規則の一部改正……………	二
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正……………	二
公安委員会規則……………	二
質屋営業法施行細則の一部改正……………	二
確認事務の委託の手續等に関する細則の一部改正……………	三
警察本部訓令……………	三
大分県警察の非常勤職員に関する規程の一部改正……………	四

規則

大分県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年十二月十三日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県規則第四十五号	
大分県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	
大分県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。	
第七条の六第一号イを次のように改める。	
イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に進行に当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	

令和元年十二月十三日

大分県報号外（規則）

一

第七条の七第三項に次の一号を加える。

三 県及び市町村以外の者が、条例第十九条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

大分県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十六号

大分県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

大分県自然環境保全条例施行規則（昭和四十八年大分県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に進行に当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第十五条の三第三項に次の一号を加える。

三 県及び市町村以外の者が、条例第九条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

国定公園内における行為の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十七号

国定公園内における行為の許可等に関する規則の一部を改正する規則

国定公園内における行為の許可等に関する規則（平成十二年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十三条の十七」を「第十三条の十八」に改める。

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

大分県報号外（規則）

一

私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則

私立学校等に係る学校教育法施行細則（平成二十年大分県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第五号様式中「成年被後見人又は被保佐人及び禁固」を「私立学校法第38条第8項第2号に該当しない者であること及び禁錮」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年大分県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条の五の三」の下に、「第五条の五の三の二第二項」を、「第十条の十の三」の下に、「第十条の十の三の二第一項」を加え、「及び」を、「第十条の二十四の二第一項、」に改め、「第十二条の十一の三」の下に「及び第十二条の十一の三の二第一項」を加える。

第八条中「知事に」を削り、「正副二通とし」を「正副二通とし、知事に提出するものについては」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第十二条第三項及び第四項、法第十二条の二第三項及び第四項、法第十四条第二項、法第十四条の二第二項、同条第三項において準用する法第七条の二第三項（産業廃棄物収集運搬業者に係るものに限る。）、法第十四条の四第二項、法第十四条の五第一項、同条第三項の規定において準用する法第七条の二第三項（特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係るものに限る。）、法第十七条の二第二項、施行令第十六条の四、施行規則第八条の二十九並びに施行規則第八条の三十八の規定による書類については、正本一通と

し、管轄保健所長に提出しなければならない。

第一号様式中「第9条第6項」の次に「又は第7項」を、「第7条の2第4項」の次に「又は第5項」を加え、

該当するに至った欠格要件	法第7条第5項第4号 (イ・ロ・ハ・ニ・ホ ・ヘ・チ・リ・ヌ) 法第14条第5項第2号 (イ・ハ・ニ・ホ)
欠格要件に該当するに至った具体的事由	

該当欠格要件及び該当するに至った具体的事由

改める。

附 則

この規則中第二条及び第一号様式の改正規定は令和元年十二月十四日から、第八条の改正規定は令和二年四月一日から施行する。

○公安委員会規則

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第3号

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則

質屋営業法施行細則（平成6年大分県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第一号様式（その1）中「3. 昭和 4. 平成」を「元号」に、

「西暦 明治 大正 昭和 平成
0 1 2 3 4」を「元号等」に、

「3. 法定代理人 4. 保佐人 5. 管理者」を「3. 法定代理人 4. 管理者」に改める。

第1号様式（その2）中 「3. 昭和 4. 平成」を「元号」に、

「3. 法定代理人 4. 保佐人 5. 管理者」を「3. 法定代理人 4. 管理者」に、

「西暦 明治 大正 昭和 平成
0 1 2 3 4」を「元号等」に改める。

第2号様式（その1）中 「4. 平成」を「元号」に、

「3. 昭和 4. 平成」を「元号」に、

「3. 法定代理人 4. 保佐人 5. 管理者」を「3. 法定代理人 4. 管理者」に、

「西暦 明治 大正 昭和 平成
0 1 2 3 4」を「元号等」に改める。

第2号様式（その2）中 「4. 平成」を「元号」に、

「3. 昭和 4. 平成」を「元号」に、

「3. 法定代理人 4. 保佐人 5. 管理者」を「3. 法定代理人 4. 管理者」に、

「西暦 明治 大正 昭和 平成
0 1 2 3 4」を「元号等」に改める。

第3号様式（その1）中 「4. 平成」を「元号」に、

「3. 昭和 4. 平成」を「元号」に、

「4. 平成」を「元号」に改める。

「4. 平成」を「元号」に、

第3号様式（その2）中 「3. 昭和 4. 平成」を「元号」に、

「西暦 明治 大正 昭和 平成
0 1 2 3 4」を「元号等」に、

「平成 年 月 日」を「元号 年 月 日」に改める。

第4号様式中 「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第5号様式中 「4. 平成」を「元号」に、

「3. 昭和 4. 平成」を「元号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

大分県公安委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第4号

確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則

確認事務の委託の手續等に関する細則（平成18年大分県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「ハ及びニ」を「ロ及びハ」に改める。

「戸籍謄本又は抄本」 「住民票の写し」
 第1号様式中 「登記事項証明書」 「診断書」
診断書

第3号様式中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第4号様式中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産

手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚せい剤」に改める。

(ふりがな)	氏名	性別	男・女
生年月日	年	月	日生

第7号様式の(表)中

(ふりがな)	氏名
生年月日	年 月 日生

に改め、同様式の(裏)中「成

年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚せい剤」に改める。

第8号様式中「(男・女)」を削る。

(ふりがな)	氏名	性別	男・女
生年月日	年 月 日生		

を

(ふりがな)	氏名	生年月日	年 月 日生
--------	----	------	--------

に改める。

第11号様式中「(男・女)」を削る。

(ふりがな)	氏名	性別	男・女
--------	----	----	-----

第12号様式中

生年月日	年 月 日生
------	--------

(ふりがな)	氏名	生年月日	年 月 日生
--------	----	------	--------

に、

- 修了証明書又は認定
- 戸籍謄本又は抄本
- 登記事項証明書
- 診断書

書

- 修了証明書又は認定書
- 住民票の写し
- 診断書

に改める。

第13号様式中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚せい剤」に改める。

第14号様式及び第15号様式中

(ふりがな)	氏名	性別	男・女
生年月日	年 月 日生		

に改める。

(ふりがな)	氏名	生年月日	年 月 日生
--------	----	------	--------

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

警察本部訓令

大分県警察本部訓令第14号

警察本部
警察学校

警 察 署

大分県警察の非常勤職員の管理に関する規程（平成30年大分県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月13日

大分県警察本部長 石 川 泰 三

「右の□にシ印を記入してください。

第5号様式中 ・ 成年被後見人又は被保佐人

・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受ける

を 「右の□にシ印を記入してください。

ことがなくなるまでの者」 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその

ことがなくなるまでの者」

に改める。

執行を受けることがなくなるまでの者」

附 則

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年十二月十三日

大分県報号外（警察本部訓令）